

〈研究ノート〉

文化財保護が意識されはじめた頃

浅川 均

今年平成三十年は「明治一五〇年」にあたり、各種イベントの開催が喧伝されている。明治になって、突如、日本は近代国家としての風貌を身にまとい、未知の世界を舞台に疾風怒濤の一五〇年を駆け抜けてきた。

その途上、目にしてきた周囲の景色のうつろいや、自らの足跡に、何を学びとり、これからの物語をどのように描いていくのかはそれぞれの課題であろうが、今回は、江戸から明治へ、歴史の大きな転換の場面で見られた、「古いもの」への関心や目線の振幅についてあれこれ概観してみたい。なお、本文中では歴史ある古いものを「旧物」と呼ぶことにする。

一 吹き荒れる廃仏毀釈

新しい時代の訪れを世間に実感させるためには、視覚的な変化が必要とされることはしばしばである。破壊をともなう強烈なインパクトは、過去の徹底的な訣別を人々の前にさらした。伝統や慣習の否定とともに、新時代到来を告げる社会変革のファンファーレとしては不可欠なものであった。

近世末期以降、国学の浸透がもたらした排仏思想は、体制批判の基本理念として崇め奉られるようになっていた。明治新政府は「王政復古」を基調とする復古主義をベクトルとして掲げ、神武期への諸事の復旧という唐突な理念を高らかに宣言した。神祇官を行政組織の最高機関として位置づけ、「神道と

仏教」「神と仏」「神社と寺院」を截然と区別することに意を注いだ。明治元年（一八六八）には、太政官布告・神祇官事務局達・太政官達などのかたちで「神仏分離」に係る一連の通達が発せられた。

それまでの、神祇信仰と日本的な仏教信仰が混淆して構築されたきたひとつの信仰体系としての「神仏融合」「神仏習合」、つまり、仏が日本人を救う神となつて垂迹したとする本地垂迹説に基づき、神社境内には仏像が置かれていたり、神社内では社僧の権威的な振る舞いが常態化していた。

このような日常的な神仏混淆の状態を戒めて、神仏を厳格に分離して、神社を取り巻く環境から仏教的な要素を一掃しようとした現象こそが、世に言う「廃仏毀釈」である。

神祇事務局から発せられた達はその一例である。

(史料1) *「天朝御布告一件」(「雲上」30(51))

一、中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々

可申出候事

但、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ是又可伺出其上三而御沙汰可有之候、其余之社ハ裁判鎮台領主支配

頭等へ可申出候事

一、仏像ヲ以神体ト致シ候神社ハ以来相改可申候事

附、本地抔ト唱へ仏像ヲ社前掛或ハ罎口梵鐘仏具等之

類差置候分ハ早々取除可申事

右之通被仰出候事

(慶応四年)三月

仏像を御神体とすることの禁止、神社内の仏像仏具の除去、社僧の復飾勸奨などの通達が相次ぎ、「廃仏毀釈」の嵐が各地で吹き荒れたとされる。神官や国学者による煽動、寺請制度のもとでの寺院に対する民衆の鬱積した反感も、背景としてしばしば取りあげられるが、その実態は定かではない。

新政府は神道国教化の下準備として神仏分離政策を強力に前面に押し出したのであるが、「神祇官→神祇省→教部省→内務省社寺局」、このような政府内組織の変遷縮小や迷走に象徴されるように、「神仏分離」「祭政一致」政策は順調な展開を見せることはなかった。

仏像・仏画・軸物・仏具・経巻などが古物商のものとへ持ち去られたり、仏堂が破壊されたり、梵鐘が

鑄つぶされたり、人知れず数知れずこうした行為が繰り返されていった。そして、宗教政策として収束することなく、混沌とした状況のみが放置されてしまったのである。

古い時代に対する民衆の強烈なアレルギー反応の表面化と言えなくもなかったが、新しい時代像を眼前に描きあげるために必要なセンセーショナルな通過儀礼であったとも言えるであろう。

のちに萩の乱の首謀者のひとりとなった奥平謙輔は、越後府権知事として赴任した佐渡で、寺院整理を強行、さらに、廃寺の梵鐘や仏具を鑄直して大砲や銭の鑄造を試みた。平田神道の強い影響下にあった薩摩藩では寺院がひとつ残らず廃寺とされた。松本藩では藩知事戸田光則が自らの菩提寺を破却した。奈良興福寺でも、僧侶の復飾、堂塔の破却、仏像仏具の散逸という典型的な廃仏毀釈の展開がそこには見られた。

こうした時代の雰囲気、社会的風潮として数多くの「旧物」の喪失をもたらしたのである。

特に仏教的なものを徹底的に排除するこのような行為は、天皇や神道を強く意識させようとした、新

しい時代の支配層による開化主義政策のもたらしたものでもあった。旧来の価値観や概念の破棄は、新たな価値観創出に向けた演出でもあった。

山口県下における廃仏毀釈の実相は詳らかではない。しかし、明治初期、毛利家は山口に豊栄神社を整備し、野田神社を創建した。一方で、菩提寺である、山口洞春寺、萩東光寺・大照院は毛利家の庇護から離れることとなった。明治初期の神仏分離を象徴する動向である。

二 「旧物」保存概念の形成

興福寺五重塔が焼却を前提に売却されそうになった。姫路城や彦根城や鎌倉大仏が解体を前提に売却されそうになった。伝説的なこれらのエピソードは、「特に仏教的な古いものを蔑視」する当時の世相の象徴であった。同時に「西洋的な新しいものに対する憧憬」の裏返しであったとも言える。

しかし、明治五年（一八七二）、教部省から、仏具の散逸を防止するために、仏器や什物の記録化が指示された。翌明治六年には、古くから伝わる物品、堂塔や仏具などの安易な処分が禁じられた。

(史料2)

* 真山編纂所史料 1968

太政官布告第一四九号

神社仏寺共、古来所伝の什物衆庶寄附の諸器並に祠堂金等の類、神官僧侶ハ勿論氏子檀家のものたりとも自儘に処分可致筋無之候条、不得已儀有之候ハ、委詳具状を以て教部省へ可申立候此旨布告候事

明治六年七月十七日

太政大臣三桑実美

右之通被仰出候条令布告者也

明治六年七月

山口県権令中野梧一代理山口県権参事吉田右一

過激なムーブメントにはゆりもどしがつきものである。新政府が唱えた復古主義路線に大きな影響を及ぼしていたのが平田神道であったことはいまでもないが、明治三年七月の平田鋳胤(平田篤胤の後継者)の位記返上、翌明治四年の平田派国事犯事件を契機として、政府内での神道に対するスタンスが急旋回を遂げることになる(中川和明「平田篤胤の著書と国学運動」へ『平田篤胤関係資料目録』国立歴史民俗博物館、二〇〇七年)。廃仏毀釈に象徴される「旧物」に向けられる視線にも大きな変化の兆しが見え始める。

三 博覧会出品と博物館設置

明治六年(一八七三)の五月から十月にかけて開催されたウイーン万国博覧会に、日本は国家として正式に初参加した。この博覧会への出品準備も「旧物」に寄せられる関心を大きく変化させる契機となった。

明治四年、ウイーン公使からの博覧会参加要請を受けて、政府に博覧会御用掛が設置され、参議大隈重信・外務大輔寺島宗則・大蔵大輔井上馨らがその任にあたることになり、翌年六月には、佐野常民が博覧会事務官に任命された。佐野は博覧会への出品目的として「殖産興業」を強く意識することを公言している。博覧会への参加を通じて日本の物産を世界に紹介して「輸出振興」を指そうとするものであったが、このことが、政府の手によって、当時の国内の産物を正確に把握しようとする動きに結びついた。

博覧会への出品候補のリスト作成と並行して、国内での博物館設置に向けた陳列品候補のピックアップ作業が進められた。この動向の中枢に位置してい

たのは薩摩出身の町田久成（幕末期の薩摩藩海外留学生「薩摩スチューデント」に名前を連ねる、のちの初代国立博物館長）であった。慶応三年（一八六七）のパリ万国博覧会に、幕府使節としての参加経験をもつ田中芳男とともに、町田は、大学南校物産局・文部省博物館を舞台として、国内における博物館創設に尽力した。

なお、博覧会出品候補の選別から博覧会への参加手続に至るまでをリードしたのがドイツ人アレキサンドル・シーボルトやゴットフリード・ワグネルであった。このため、出品物には、当時のヨーロッパにおける美術的志向をふまえて、オリエンタルなもの占める割合が高くなった。

日本における「旧物」への関心は、学問の系譜として、近世後期以来の本草学を主流としていた。町田久成は、明治四年に「古器旧物の保存要請」を太政官に献言した。このなかで強調されたのが、自然物に対する人造物として、伝世の「古器旧物」を保存することであった。そして、その収集拠点としての集古館（Ⅱ博物館）建設、「古器旧物」保存の布告の必要性を訴えた。これは、明治四年五月の太政

官布告「古器旧物各地方ニ於テ保存方」として具体化する。

「古器旧物保存方」は日本最初の文化財保護法令として位置づけられている。「自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及」として「旧物」を無条件に否定したり、破壊したりする風潮にストップをかけたという意味でも画期的なものであったとされる。

博物館設置に向けられた動きには、「旧物」への関心を高めるべく、国内での博覧会開催についての意向も含まれていた。その結果、明治五年三月には湯島聖堂で国内初の本格的な博覧会が開催された。翌年のウィーン万国博覧会への出品準備の意味合いも込められたものであったが、保存対象としての「旧物」を可視化することに主眼が置かれた。自然物に加えて、歴史性を内包した人文系文物への関心を喚起することが特に強く意識された。

こうした中で、明治五年五月には文部省による古社寺調査が実施された。のちに「壬申検査」と称されたこの調査は、町田久成主導のもと、文部官僚内田正雄・蜷川式胤、凶案家岸光景、油絵師高橋由一、写真師横山松三郎（下岡蓮丈の弟子）、博物学者笠

倉鉄之助、古美術収集家柏木政矩ら、当時の「旧物」研究や鑑定の前線を担った人物により構成された調査団による、国内最初の本格的な文化財調査であった。

調査対象は、伊勢・名古屋・奈良・京都などの、(古社寺や華族が所有する伝世の旧物(いわゆる宝物)であった。正倉院御物も調査対象になっている。そして、先の「古器旧物保存方」に「別紙」として示された品目の数々が台帳に書き留められたのである。調査成果は『古器物目録』『壬申検査社寺宝物図集』として東京国立博物館に所蔵されている。ただし、これらの報告には、例えば仏像は含まれていない。今日的な文化財や美術品の概念との微妙な違いを読み取ることができる。

ウィーン万国博覧会で好評を博した日本の物産は、陶磁器・漆器・金属器・茶であった。これらの物品には博覧会会期中から購入の商談がもちかけられ、政府としても「富国強兵」「殖産興業」達成のためのツールとして多くの期待を寄せることとなった。

新時代の訪れは、「超変革」の時代の空気のもと、

古い制度や慣習がことごとく見限られた「旧習一新」、そして古いものが放擲された「廃仏毀釈」の風を呼び込んだ。しかし、その後の「博物館設置、博覧会開催、古器旧物調査、国際博覧会出品」の経験をふまえ、「旧物」に対する宝物概念や保存意識が徐々に醸成されていくことになったのである。

今日的な文化財の領域にまで至ったわけではなかったが、明治初期に、「古器物・什物・珍宝・宝物」を大切に扱い貴重なものとして認識する「美意識」のカテゴリがおぼろげながらも構築されていたのである。

四 明治初期の社寺を取り巻いた状況

明治初期における「旧物」の周辺環境について概観してみたが、続いて、同時期の社寺を取り巻く状況について触れておきたい。

(史料3) *『布告集書』(官報公報類555)

(明治四年)

○辛未正月五日

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置処、各藩版籍奉還之末社寺ノミ土地人

民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付、今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知被仰付、追テ相当禄制被相定更ニ稟米ヲ以テ可下賜事

但、当年収納ハ従前之通被下候事

史料3は、明治四年の「社寺領上知令」である。官国幣社を除く神社と寺院について、境内地を除いたすべての領地が没収されることになった。徳川家が發給した朱印状により所領として安堵されていた朱印地をはじめ、社寺保有の田畑山林などを国が収公したのである。経済的基盤を失った社寺は、当然ながら大きな打撃を受けることになった。

(史料4) *「太政官布告暁太政官達書」(官省公報類574)

第九二号

使府県

社寺朱黒印除地地上地ニ付、一般禄制相定候迄現収納五分通致支給、追テ過不足正算ノ筈ニ候処詮議ノ次第有之是迄相渡候分ハ其儘之ヲ賜リ、官国幣社ヲ除外朱黒印除地共旧草高一石ニ付平均二分五厘ノ制ヲ以現米ニ計算シ其半数ヲ更ニ社寺禄トシテ別紙凡例ノ通本年ヨリ十ヶ年間通減ヲ以テ下賜候条此旨社寺へ布告スヘキ事

但、地方庁ニ於テ従前ノ朱黒印除地高及通減給与高共詳細取調大蔵省へ可申出事

明治七年九月三日

太政大臣三桑実美

「社寺禄通減給与凡例」(略)

困窮をきわめた社寺に対しては、領地上知のかわりに「社寺通減禄」が給付されることになった。

社寺領の米の取高の四分の一を現米に換算して、その半分を社寺禄とすること、明治七年から十か年にわたって一〇分の一ずつ通減して社寺禄を支給すること、一一年目にあたる明治十七年以降は給付を廃止することが定められたのである。ただし、官社(神宮・官国幣社・別格官幣社)や皇室と縁深い一部寺院は適用外とされた。

当面の救済は約束されたものの、明治十七年以降は通減禄は支給されないことになっていたので、社寺は、社殿堂宇の維持経費をはじめとする運営費として新たな財源を見出す必要に迫られていた。

社寺の財政基盤の危機喪失は、信仰のよりどころの荒廃につながるものであったことから、「古い」「由緒ある」など、信仰そのものとは別の側面に新しい存在意義を行政的に見いだす流れを呼び起こし

た。その一手法が行政による古社寺所蔵の「旧物」などの、いわゆる歴史的資産の保護であった。

上知令による社寺の慢性的な困窮が顕著になるにつれ、社寺伝来の財産の喪失が深刻になりはじめた時期、社寺所蔵の古文書・什器・什物や建造物をリスト化する必要性が強く認識されるようになった。

教部省により、まずは官国幣社の所蔵品把握が進められた。明治十年の内務省社寺局設立以降、宗教行政の安定を目的として社寺の実態把握調査が本格化した。こうして国家の公簿としての社寺明細帳の整備作成がスタートした。

(史料5) * 「内務省布達録」 県庁前A総務21

乙第三十一号

府県(沖繩県を除く)

各管下社寺院明細帳儀最前進達ノ分脱誤不少
候条別紙書式ニ照準更ニ精密取調且境外遙拝所
招魂社祖霊社明細帳ヲモ調製本年六月三十日ノ
現況ヲ以テ取調同十二月限り可差出此旨相達候
事

但、真宗寺院明細帳ノ儀八十年当省乙第六十九
号達之趣候処今般取調ニ付テハ各宗寺院同様

取調差出スヘキ事

明治十二年六月廿八日 内務卿伊藤博文

(別紙)

「社寺明細帳書式」「寺院明細帳書式」(略)

社寺明細帳を管理台帳として完全なものとするために、この後、数度にわたって補足調査・情報提供が指示された。当館蔵の行政文書中にも複数の作成年の「明細帳」「宝物調査帳」に類する簿冊が残されている。

社寺明細帳には社寺に関する基本情報として、社格・祭神・宗派・社寺名称・本尊・建物・境内坪数・境外所有地・氏子・檀徒・管轄庁までの距離、など多岐にわたる情報が記載されていた。そして、記載事項に異動が生じた場合には、道府県經由で内務省に届け出ることとされていた。

次に掲げる史料6は、県内最古の木造建築である月輪寺薬師堂(現重要文化財)に関する報告例である。この史料中にも見えるが、「四百年前の構造物」、つまり築四〇〇年以上、ほぼ応仁・文明期(一四六七〜一四八七年)以前創建の建築が手厚い保護の対象として意識されていた(史料7)。

(史料6) * 明治18年「寺院事務」(県庁戦前B1004)

〔山口県庁廻議用紙〕

月輪寺受持薬師堂建物年歴ノ件

右供展覽候也

(佐波郡役所野紙)

(法光寺)

本郡上村月輪寺受持薬師堂・鯖河内村徳光寺 同阿弥陀堂建物年歴調ノ義、御照会相成候ニ付、実地ニ就キ視察致候、果シテ四百年前ノ構造物ト確認難致候ヘ共、其形状等ノ雅致アルハ何レモ軌近ノ建物ニ無之候条、此段及御回答候也

明治十九年六月二十九日

佐波郡役所回

山口県庶務課御中

周防国佐波郡上村受持月輪寺

一、薬師堂

但、建物(桁行六間半・梁行五間)建坪三二坪五合

(内一〇坪四百年以前建物、内二三坪五合寛文年間建物)

物) 白木造・屋根茅葺

一、從來修繕一七ヶ年毎ニ藩費ヲ以テ既ニ文久三年二月修繕

但、従前ヨリ一七ヶ年毎ニ修繕御許ノ書類確實タルモ

ノ数通有之候

一、民有地第一種坪数二四〇坪

一、山口県庁工距離八里一五丁

一、地所建物現況ノ略絵図

但、別紙之通り(境内略平面図・近辺広域略平面図)略

備考 文治五年四月、俊乗坊重源創立薬師如来ヲ安置

ス、当今存在ノ薬師堂是ナリ、且ツ来由委シキハ縁

記寺伝ノ書類数通ニシテ尚古老ノ口碑等全ク現然タ

リ

右、明治十五年本県乙第一八八号御達ニ基キ取調候所、前書

之通り相違無之候也

明治十九年三月十三日

山口県周防国佐波郡上村字蔵場

曹洞宗月輪寺住職 月永退見[㊤]

右堂信徒惣代 山下虎之助[㊦]

山本蔦吉[㊧]

山口県令原保太郎殿

(奥書)

明治十九年三月十三日

右戸長 中村辰之助

(史料7) * 「内務省達書」(明治期政府布達類194)

①乙第五十八号

府県

各管内社寺及堂塔之類、大凡四百年前之建造物現存スル向
ハ、別紙書式ニ準シ取調、来ル十六年三月限り当省へ可差
出、此旨相達候事

明治十五年十二月七日

内務卿山田顕義代理大藏卿松方正義

書式

府県国郡町村字番地 某社寺堂塔

一、建物名称

但、間数并建坪及白木造又ハ何塗屋根何葺

一、従来修繕年月及費額ノ出所官私ノ別

一、地種并坪数名受トモ

一、地所并建物現況ノ絵図

但、絵図ハ建物一棟ヲ正面及妻二様ニ製シ美濃紙半枚

ニ縮写シ側ニ名称ヲ記シ且別ニ地所建物坪数位置及

接近地ノ景況ヲ詳ニスル美濃紙一枚ノ見取図ヲ添フ

ヘシ

備考 建物ニ関スル種々ノ雜件伝説アルモノヲ詳記ス

②乙第一八八号

郡役所

戸長役場

社寺及堂塔ノ類、大凡四百年前ノ建造物現存スル向ハ、別

紙書式ニ準シ取調、来ル十六年一月限り、郡区役所ヲ經当
庁へ可差出、此旨相達候事

明治十五年十一月二十八日

山口県令原保太郎代理山口県警部長矢田部正輝

社寺所藏の旧物宝物等に関しても、社寺明細帳の
作成と同時に、目録帳の作成が進められた。

まずは、明治十二年五月十九日の内務省達乙二二

号（史料8）により管内の府県社と寺院に係る宝物

・古文書等の目録提出が求められた。同年同日の内

務省達乙第二三号、同達丁第一号でも、蔵書類（文

庫・儲書）についての詳細な保存状況の報告が指示

された。

された。

（史料8） *「内務省布達録」（県庁戦前A総務21）

○乙第二十二号

府県

社寺宝物古文書等之儀ハ、各管庁ニ於テ取締相立厚ク保護

可致密ニ有之、就テハ各管内府県社以下神社并寺院共所藏

ノ宝物古器物古文書等、別紙書式ニ照準取調、目録帳為差

出調査之上、本年十月限取纏当省へ可届出、此旨相達候事

明治十二年五月十九日

内務卿伊藤博文

〈書式抜粋〉

宝物古器物古文書目録

一、縁起書

撰者及ヒ筆者ノ姓名并ニ其年月ヲ記ス

一、文書

百年以上若クハ名家ノ筆ニ係ルモノニテ文書ト称スヘ

キモノハ一々其目ヲ掲ケ撰者筆者年月日寄附人并伝

来ノ所由ヲ記ス（以下扁額ニ至ルマテ記載方皆之ニ準ス）

一、書画或ハ絵巻物巻

絹地紙地彩色墨画等ノ別ヲ記シ、絵詞等記載方都テ前

二準ス

一、写本或ハ写経

格別貴重ナルモノハ行數紙數等ヲモ詳細ニ記載スヘシ

一、扁額

寸法ヲモ記ス

一、棟札

年月及ヒ人名ヲ記ス

一、鏡

銘（若クハ無銘）寸法形鑄文重量年月寄附人伝来ノ所

由等ヲ記ス（已下記載方皆之ニ準ス）

一、鈴

一、劍

焼刃装具ノ地金模様（銘アラハ銘）等ヲモ記ス

一、古金

一、古銭

一、古印

印文鈕形等ヲモ記ス

一、甲冑

札威シ毛等ヲモ記ス

一、琴

一、笛

此他古書籍（百年以上若クハ名家ノ筆ニ係ルモノ）古法帖

（明朝）摺以上ニ係ルモノ）武器文具楽器珠玉石劍等ニ至ル

迄、各部ヲ分ケ類ヲ推シテ記載スヘシ、且其金銀銅器ニ係ル

モノハ其重量等詳細ニ記センヲ要ス

社寺明細帳の作成整備、社寺宝物の台帳化、四〇

〇年前建造物の目録作成などにより、社寺の実態把握がすすめられ、古社寺にまつわる「旧物」等の保存への端緒が開かれた。保存対象の輪郭が徐々に明瞭になってきた。「旧物」の保存概念の形成、文化

財保護意識形成の序章であった。

この時期、古社寺保存の陣頭指揮にあたっていたのが内務省社寺局長桜井能監であった。その傍らには「大社古刹の荒廃が人心の頽廢につながる」という民政的な側面に加えて、「勝地巨觀を備えた荘嚴な装置としての古社寺」という対外国向けの指向も見え隠れする。「旧物」や建築に対する、美術品・文化財としての学問的アプローチの本格化は、社寺宝物管掌の舞台に、九鬼隆一・岡倉天心・フェノロサ・伊東忠太らが登場する明治二十年代の到来を待たねばならなかった。

五 明治十年代の瑠璃光寺五重塔修理

新時代の到来の中で、「旧物」が時代の雰囲気にならなくなった様子を観して見たが、山口を代表する古建築である瑠璃光寺五重塔の明治十年代における維持修理について少しだけ紹介しておく。

(史料9) * 『防長新聞』明治17年8月18日(勝間田家文書)

○鴻城記事 第八

竹葉居士

瑠璃光寺の塔は、阿武郡生雲村県会議員平川要氏

が發起に依り当時修復中なり、既に其三層は成れり、内務省・県庁より各五拾円、其他有志の寄附沢山あり、扱此塔の由来を尋ぬるに、今を距ること四百七十有余年、即ち応永十一年(1404年)、大内左京亮盛見其兄義弘が追福の爲め菩提所香積寺に建立したるものなり、毛利氏此国を領するに至り、元就公の菩提所洞春寺を建立せんか爲め香積寺を毀ち、慶長十一年(1606年)其材を萩に移し其跡に今の瑠璃光寺を仁保郷より移し來れるより、元禄元年(1688年)瑠璃光寺の塔とはなれり、故に塔が親にして瑠璃光寺は其養子ともいふべきか、隱居釣鐘先住の弟子は和尚が大嫌のものなれども、此塔は養父に当りても和尚は 大好と見えて、此度平川氏が修復の事を發起せられたれば、和尚は喜びに手の舞足の躍を覚へず、平川氏を神イヤ仏様の様に思ふとはいかにも尤も至極なり、万治四年(1661年)毛利綱広公の時大修覆を加へ九輪も鑄替へられしが、其時の記にて現に九輪に彫付けたる文の中に宝篋印註に曰一丸の泥を以て塔の壞壁を塗り一挙の石を運んで塔の礎に挟む此功德に由りて福を増し寿を延すといふ仏語豈妄ならん、又仰き冀くは大檀那綱広尊君此の善利の憑り福寿山より高く海より深く国家地より久しく天より長からんことを杯の句ある由なるが、果して毛利家は武運長久今日の繁榮あ

り、平川家の後も亦此善利に依り増福延寿の報あるべし（後略）

明治十七年（一八八四）の山口の様子を紹介した「よもやまばなし」の連載記事のひとつである。瑠璃光寺五重塔については、明治十五年に上部三層、明治十九年に下部二層分の屋根葺替ほかの大規模な維持修理が施されている。経費は毛利家からの支援のほか、一般からの寄附によつてもまかなわれているのだが、記事中に「内務省・県庁より各五拾円」とある（下部二層分の修理に対しては、一〇〇円が下付された）。

史料10が内務省からの金銭的な支援をうらづける記録である。内務省社寺局には古社寺保存費が配分されていて、建造物の修繕費として、また、保存修復積立金の一部としての下付が可能であった。

廃仏毀釈の嵐は多かれ少なかれ吹き抜けたのであろうが、新政府の支配体制の安定化により、歴史的の「証徴」としての「旧物」保存に対する手法も徐々に確立されていったと言えるのだろう。

（史料10） * 「内務省達録」（明治期政府布達類201）

①明治十五年第二一〇八号

山口県

其管下周防国吉敷郡上宇野令村瑠璃光寺五重塔修繕費ノ内へ、金五〇円古社寺保存費ヨリ下渡候条達方可取計、此旨相達候事

明治十五年十月二十一日

内務卿山田顕義代理大蔵卿松方正義

②明治十五年第二一八号

記

一、金五〇円也

是ハ周防国吉敷郡上宇野令村曹洞宗瑠璃光寺五重塔修繕費ノ内へ下付之分

右大蔵省出納局ヲ經由遞送取計候条領收証御回付有之度、此段及御通知候也

明治十五年十一月二日

内務省書記官古沢経範

山口県令原保太郎殿